

# 福岡駅前地区移動等円滑化基本構想

---

令和4年3月

高岡市



# 目次

<b>第1章 策定の背景及び位置付け</b> .....	<b>- 1 -</b>
1-1 策定の背景及び目的 .....	- 1 -
1-2 基本構想の期間 .....	- 2 -
1-3 基本構想の位置付け .....	- 2 -
<b>第2章 高岡市及び福岡駅周辺の概況</b> .....	<b>- 3 -</b>
2-1 高岡市の概況 .....	- 3 -
(1) 位置及び地勢 .....	- 3 -
(2) 高岡市の都市計画の特徴 .....	- 4 -
(3) 総人口の動向 .....	- 5 -
(4) 年齢3区分別人口の動向 .....	- 5 -
(5) 障がい者の推移 .....	- 6 -
2-2 福岡駅周辺の概況 .....	- 7 -
(1) 福岡駅周辺の状況 .....	- 7 -
(2) 人口の推移 .....	- 8 -
(3) 主要施設の分布 .....	- 9 -
(4) 観光客入込数の推移 .....	- 11 -
(5) 公共交通 .....	- 11 -
<b>第3章 バリアフリー化の現状と課題</b> .....	<b>- 13 -</b>
3-1 まち歩き点検及びアンケート調査 .....	- 13 -
(1) まち歩き点検 .....	- 13 -
(2) 関係者アンケート調査 .....	- 14 -
(3) 福岡駅周辺のまちづくりに関するアンケート調査 .....	- 16 -
(4) 「高岡市通学路交通安全プログラム」に基づく合同点検 .....	- 17 -
(5) その他 .....	- 17 -
3-2 バリアフリー化の課題 .....	- 18 -
<b>第4章 移動等円滑化に関する基本的な方針</b> .....	<b>- 19 -</b>
4-1 基本理念 .....	- 19 -
4-2 基本方針 .....	- 19 -

<b>第5章 重点整備地区等の設定</b> .....	<b>- 20 -</b>
5-1 重点整備地区等の設定の考え方 .....	- 20 -
(1) 重点整備地区の位置及び区域 .....	- 20 -
(2) 生活関連施設及び生活関連経路 .....	- 22 -
5-2 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定 .....	- 23 -
<b>第6章 移動等円滑化のために実施する特定事業について</b> .....	<b>- 25 -</b>
6-1 公共交通特定事業 .....	- 25 -
6-2 道路特定事業 .....	- 25 -
6-3 都市公園特定事業 .....	- 26 -
6-4 教育啓発特定事業 .....	- 27 -
<b>第7章 基本構想の評価・見直し</b> .....	<b>- 28 -</b>
<b>参考資料</b> .....	<b>参考-1</b>
1-1 福岡駅前地区移動等円滑化基本構想推進協議会設置要綱 .....	参考-1
1-2 福岡駅前地区移動等円滑化基本構想推進協議会 委員名簿 .....	参考-3
1-3 策定経過 .....	参考-4

# 第1章 策定の背景及び位置付け

## 1-1 策定の背景及び目的

高岡市では、平成9年9月に、少子高齢化社会の進行に伴い、ますます多種・多様化する市民ニーズに的確に対応し、地域の実情に即した本市独自の福祉施策を有機的かつ総合的に推進していくため、「高岡市福祉のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、この条例に定める「福祉コミュニティ基盤の形成」「生活・都市施設のバリアフリー化」「ボランティア活動の振興」の3つの推進施策の基本的方向に基づき、人間尊重の福祉都市の実現をめざし、積極的に福祉のまちづくりに取り組んでいます。

国においては、平成30年5月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（以下、「バリアフリー法」という。）」の一部改正において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示した移動等円滑化促進方針（以下、「マスタープラン」という。）及び具体の事業計画であるバリアフリー基本構想（以下、「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとされており、バリアフリーのまちづくりに対する取り組みを強化しています。

これまで本市では、交通結節点である高岡駅や新高岡駅をはじめとする鉄道駅周辺の整備においては、バリアフリー法や条例の基本理念に基づき、建築物や道路などの連続性を確保した面的・一体的なバリアフリー化に取り組んできたところであり、現在、福岡地区では福岡駅を中心とする半径1km範囲において、平成21年度から都市再生整備計画事業を実施してきており、第1期及び第2期計画では「歩行者を中心にまちを再構築」することを目標に、土地区画整理事業等による道路整備や蓑川プロムナード整備、地域交流センター整備などにより、面的・一体的なバリアフリー化を図ってきたところです。

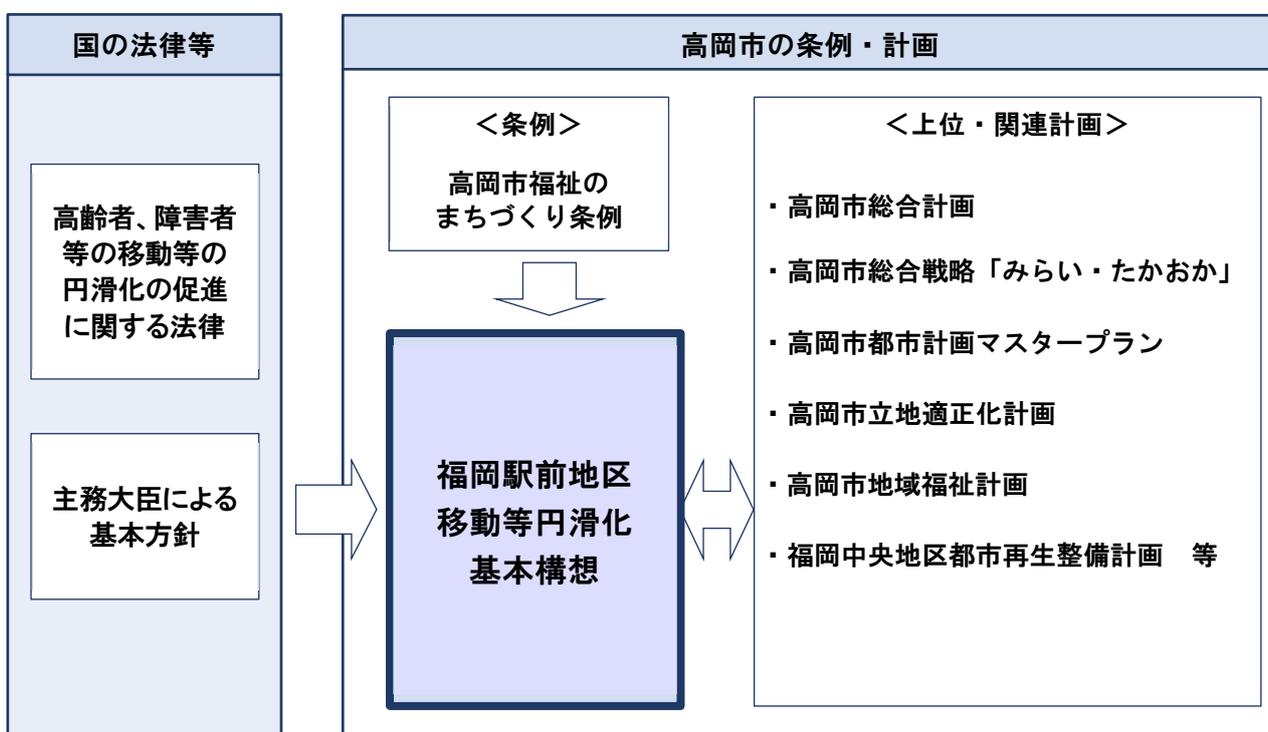
については、この周辺都市整備とあわせ、バリアフリー法に基づく基本構想の策定により、福岡駅とのバリアフリー化を重点的に推進し、高齢者や障がい者等にやさしい、歩いて暮らせるまちづくりの実現化を目指します。

## 1-2 基本構想の期間

本基本構想の期間は、策定の次年度である令和4年度（2022年度）を開始年次とし、5年後の令和8年度（2026年度）までとします。

## 1-3 基本構想の位置付け

本基本構想は、バリアフリー法及び国の基本方針に基づくほか、高岡市総合計画に基づく将来都市構造を実現するため、高岡市都市計画マスタープランや高岡市立地適正化計画などの上位・関連計画などを踏まえながら、移動等円滑化の推進を図ります。



## 第2章 高岡市及び福岡駅周辺の概況

### 2-1 高岡市の概況

#### (1) 位置及び地勢

本市は、富山県西部に位置する県内第2の都市であり、東京、大阪、名古屋といった3大都市圏からほぼ等距離に位置するとともに、東西方向を結ぶ北陸新幹線と北陸自動車道、南北方向を結ぶ東海北陸自動車道と能越自動車道が交差する広域交通ネットワークの十字路に位置しています。

また、本市から放射状に伸びる鉄道によって県西部の全市と連絡しており、交通面だけでなく、経済、文化、観光等の面でも、県西部の中核都市としての役割のほか、本市は日本の中央部に位置し、日本海側有数の良港である伏木富山港を擁し、「総合的拠点港」として環日本海交流の役割も担っています。

市域は、東西約24.5 km、南北約19.2 km、面積は209.57 km<sup>2</sup>で、市内の西側は山間地域で二上山とこれに連なる西山丘陵があり、東側の平野部は庄川・小矢部川によって形成された扇状地が広がっています。また北東側は富山湾に面しており、これらの山・川・海により深緑と清らかな水に包まれた四季折々に変化する豊かな自然を享受しています。



【図2-1 高岡市の位置】

## (2) 高岡市の都市計画の特徴

平成17年の旧高岡市・旧福岡町の合併により、本市では、富山高岡広域都市計画区域と福岡都市計画区域の2つの都市計画区域が併存しています。富山高岡広域都市計画区域は、区域区分を導入している（線引き区域）一方、福岡都市計画区域は、区域区分を導入していない（非線引き区域）ほか、旧福岡町の一部は都市計画区域外となっています。一つの市の中に、線引き区域と非線引き区域、更には都市計画区域外が存在し、異なる土地利用規制が存在しています。当面は、それぞれ平成26年、平成25年に策定された富山高岡広域、福岡都市計画区域マスタープランに基づき、土地利用の規制・誘導に関わる様々な制度や手法を活用しながら、都市計画マスタープランで掲げる将来都市構造及び将来土地利用の実現を目指しています。

また、本市では、総合計画と都市計画マスタープランにおいて、人口減少・少子高齢社会の中でも持続的な発展を続けるための持続可能な都市構造として『コンパクト・アンド・ネットワークのまちづくり』を掲げており、その実現に向けては、「居住」や「都市機能」の立地を維持・誘導するとともに、身近な地区で徒歩や公共交通を利活用して暮らせるまちづくりへ向けた戦略や具体的な方策を定めるために、平成30年12月に立地適正化計画を策定しています。（図2-2）

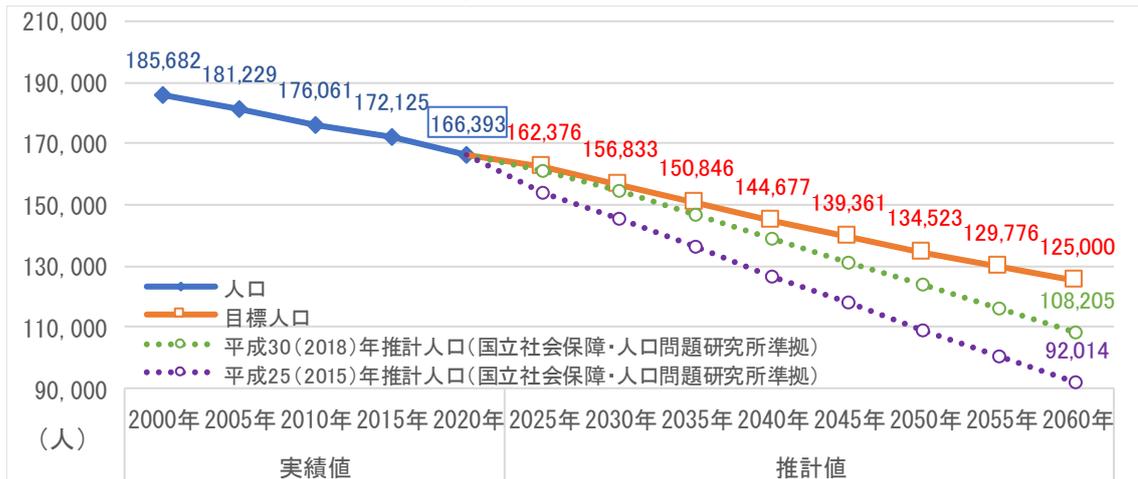


【図2-2 立地適正化対象区域】

### (3) 総人口の動向

本市の人口は減少傾向が続いており、令和2年（2020年）では166,393人（2020年国勢調査）と、20年前（平成12年（2000年））の約90%の水準となっています。

将来人口は、今後も減少傾向が続くものと推計されており（国立社会保障・人口問題研究所準拠）、本市では、合計特殊出生率の向上、社会動態の均衡を保ちつつ政策努力による特に若い世代の社会増を目指すことにより、令和42年（2060年）に125,000人程度の人口を確保することとしています。（図2-3）



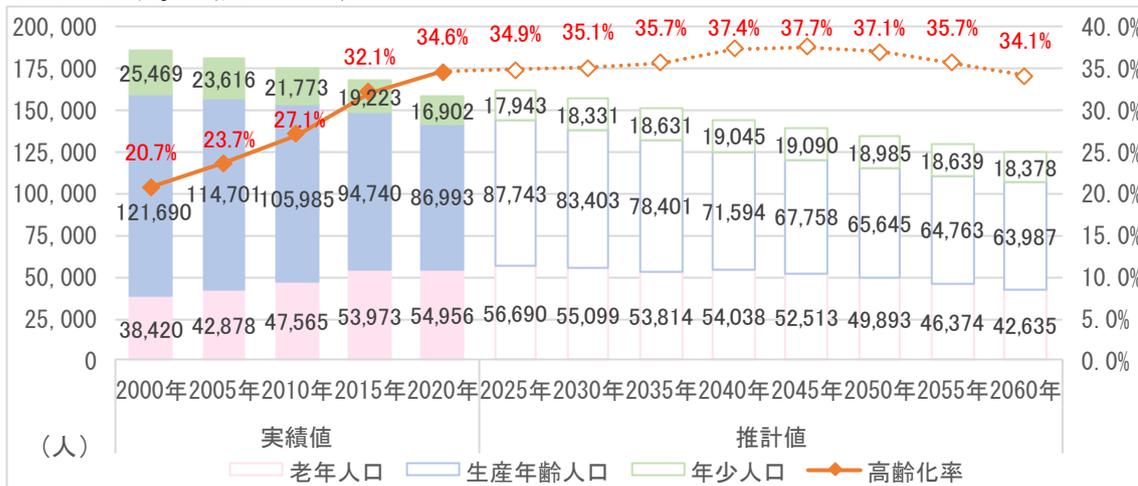
出典：国勢調査 ※総数には年齢不詳を含む、高岡市人口ビジョン（令和元年度改訂版）

【図2-3 総人口の動向】

### (4) 年齢3区分別人口の動向

令和2年（2020年）の年齢3区分別人口は、20年前（平成12年（2000年））と比較して年少人口が約66%の水準、生産年齢人口が約71%の水準まで減少する一方で、老年人口は約143%の水準まで増加しています。将来的には生産年齢人口及び老年人口の減少が見込まれます。

上昇傾向にある高齢化率は、令和27年（2045年）をピークに減少に転じるものと推計されています。（図2-4）



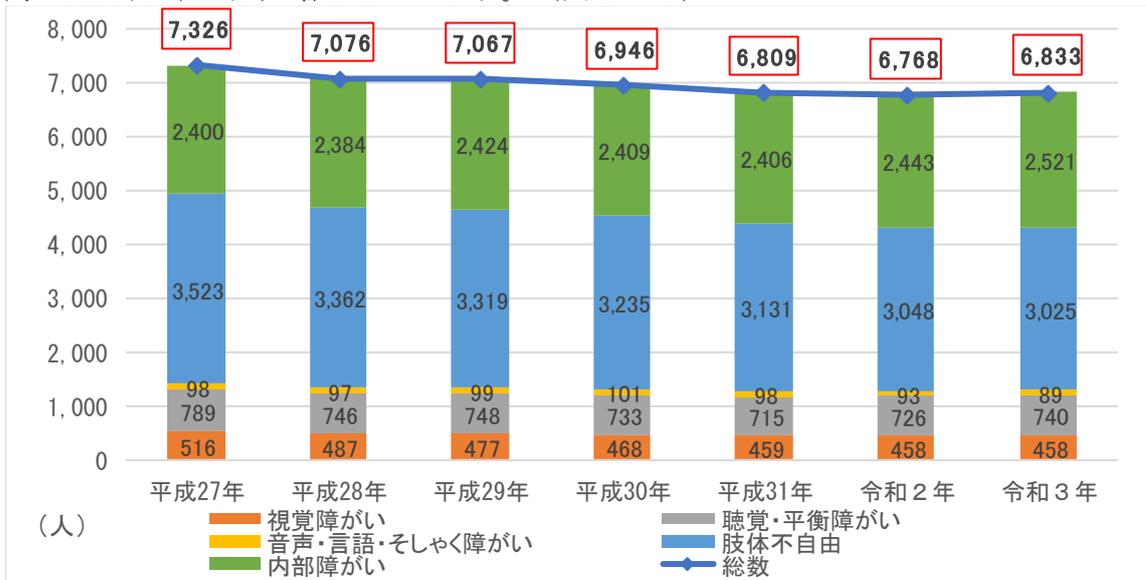
出典：国勢調査、高岡市人口ビジョン（令和元年度改訂版）

【図2-4 年齢3区分別人口・高齢化率の動向】

## (5) 障がい者の推移

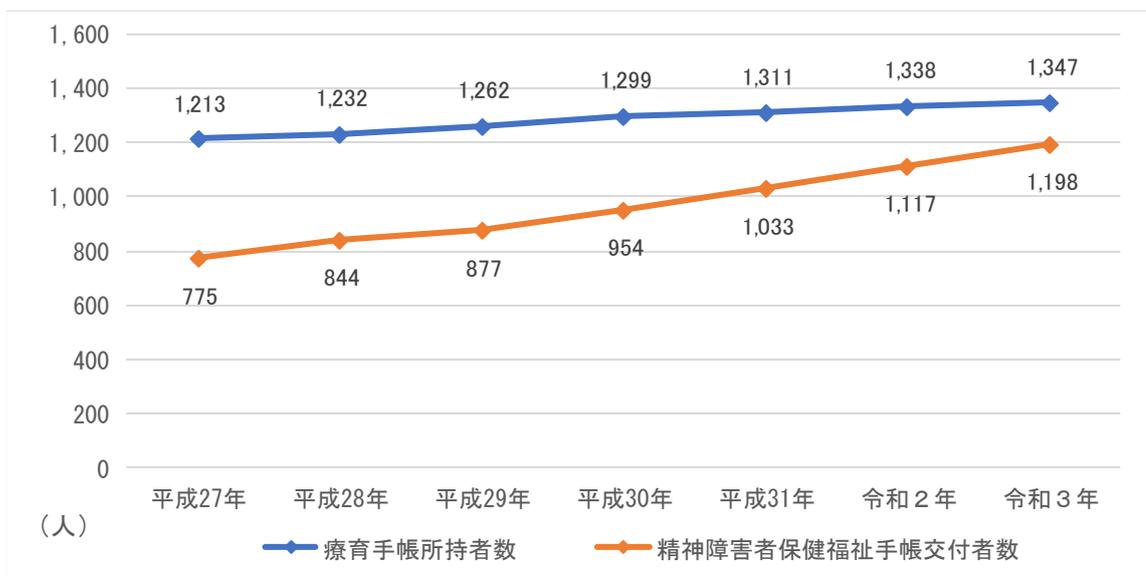
身体障がい者手帳の交付を受けている人は、令和3年3月末で6,833人となっており、平成27年から令和3年までの間に6.7%（493人）減少しています。障がい種類別にみると、肢体不自由及び内部障がいの割合が高く、全体の約8割を占めています。（図2-5）

一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、平成27年から令和3年までの間に54.6%（423人）増加しています。（図2-6）



出典：高岡市障がい者基本計画（各年4月1日現在）

【図2-5 身体障がい者手帳所持者の推移（種類別）】



出典：高岡市障がい者基本計画（各年4月1日現在）

【図2-6 療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

## 2-2 福岡駅周辺の概況

### (1) 福岡駅周辺の状況

福岡地域（福岡、山王、大滝、西五位、五位山、赤丸地区）は本市の西部に位置し、主にあいの風とやま鉄道福岡駅北側に市街地が形成されています。

現在、福岡駅を中心とする半径1km範囲においては、福岡地区の中心市街地の活性化を図るため、「歩行者を中心にまちを再構築」することを目標に、平成21年度から都市再生整備計画事業を実施しており、土地区画整理事業等による道路整備や蓑川プロムナード整備、地域交流センター整備により、福岡らしさや自然・環境を大切にしたい住みよい、賑わいのあるまちづくりに取り組んできました。

第3期計画では、安全・安心・快適な生活環境を創出するとともに、歴史・文化資産を活かし、地域に関わる全ての方々の共生と交流を促すため、公園や広場等といった交流拠点や区画道路及び「歴史まちづくり計画」における旧北陸街道等の回遊軸の整備を進めています。また、駅前広場の交通結節機能を強化するほか、回遊性を創出するためのソフト事業にも取り組み、計画区域内の点（交流拠点）を線（回遊軸）で繋ぎ、面として都市の再生を図っています。（図2-7）

#### 【福岡中央地区（第3期）都市再生整備計画の概要】

◇計画期間：平成31年度～令和5年度

◇目 標：福岡中央地区が有する生活基盤や歴史・文化資産を活かした「地域拠点の形成」

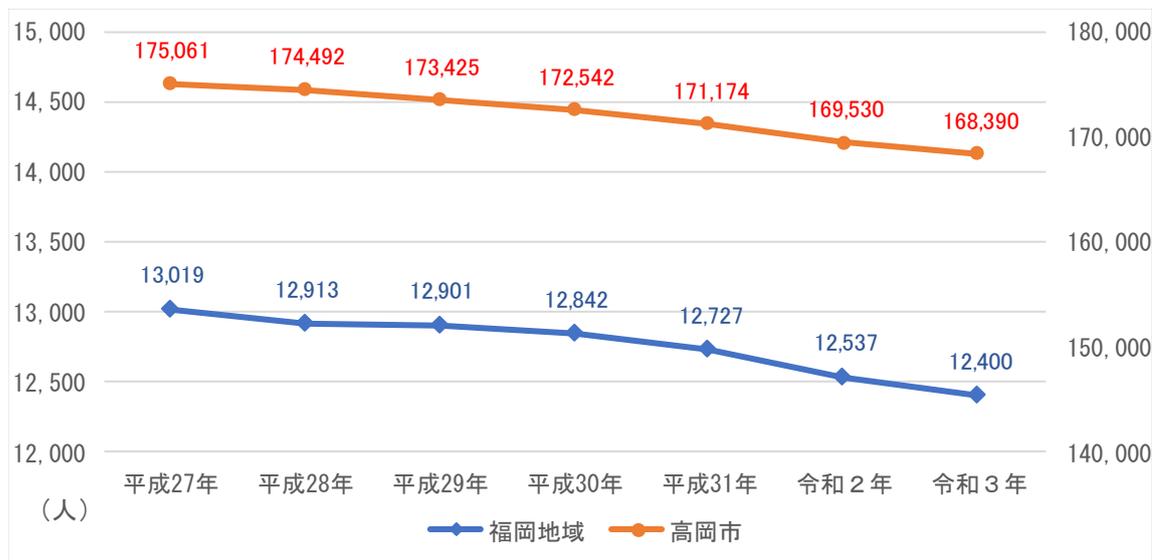


【図2-7 福岡中央地区（第3期）都市再生整備計画 事業説明図】

## (2) 人口の推移

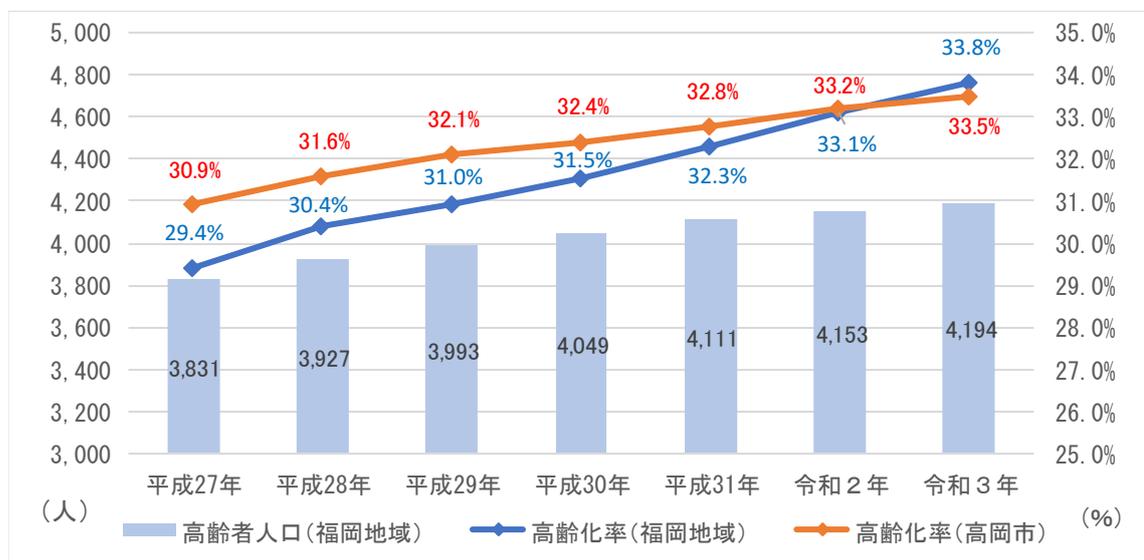
福岡地域（福岡、山王、大滝、西五位、五位山、赤丸地区）の人口は、令和3年3月末で12,400人となっており、平成27年から令和3年までの間に4.8%（619人）減少しています。（図2-8）

一方で高齢者人口（65歳以上人口）は増加傾向が続くとともに、高齢化率も平成27年から令和3年までの間に29.4%から33.8%に4.4%上昇しています。（図2-9）



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【図2-8 福岡地域の人口の推移】



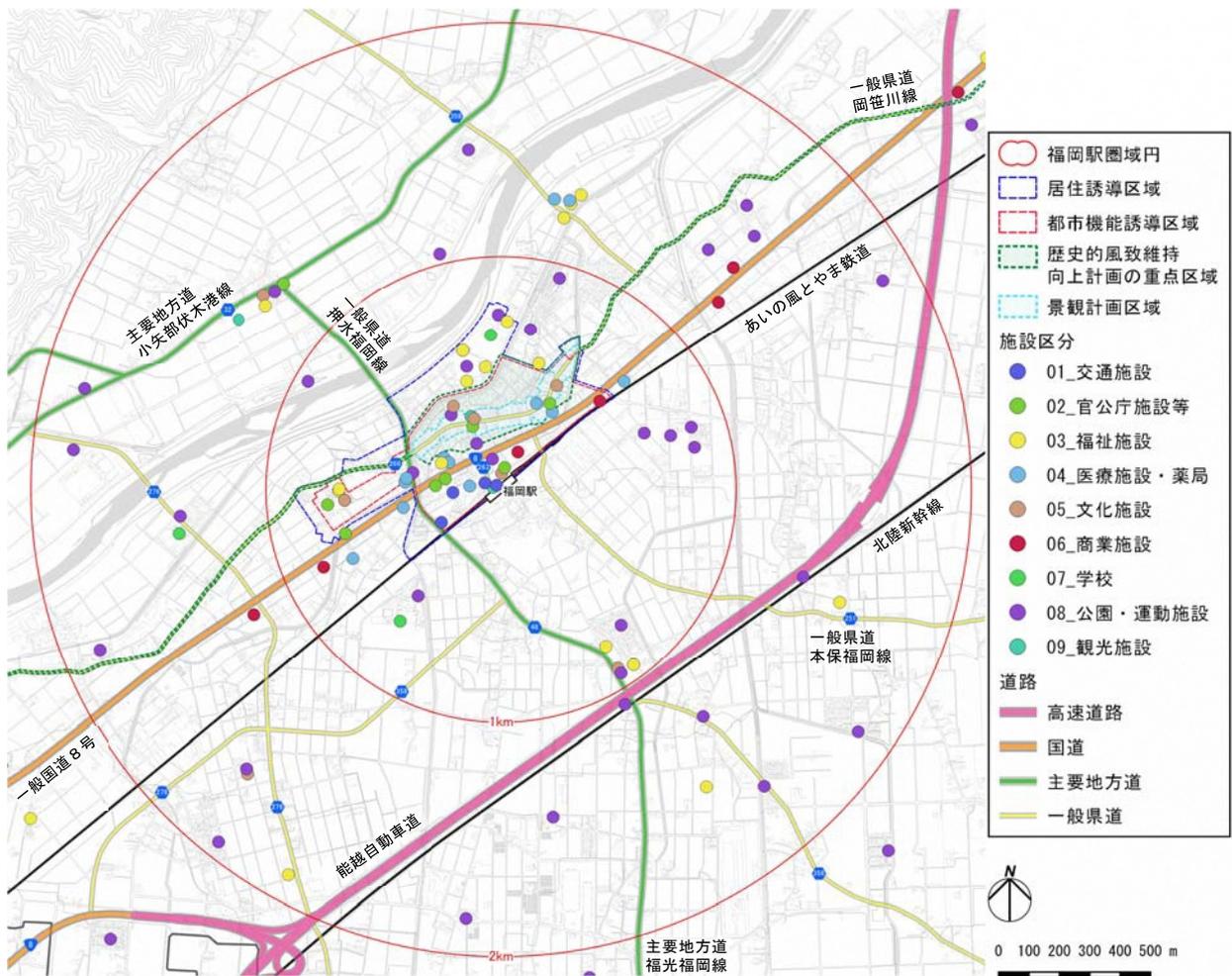
出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【図2-9 福岡地域の高齢者人口・高齢化率の推移】

### (3) 主要施設の分布

福岡駅周辺には、あいの風とやま鉄道と並行して、一般国道8号や一般県道岡笹川線が位置するほか、あいの風とやま鉄道を縦断する主要地方道福光福岡線や一般県道本保福岡線などの幹線道路が位置しています。

福岡駅を中心とした主要な施設としては、福岡にぎわい交流館やふくおか総合文化センター・Uホールなどの文化・交流施設、高岡市役所福岡支所や福岡健康福祉センターなどの官公庁施設、公園・運動施設、病院・診療所などが立地しています。(図2-10)



【図2-10 主要施設の分布】

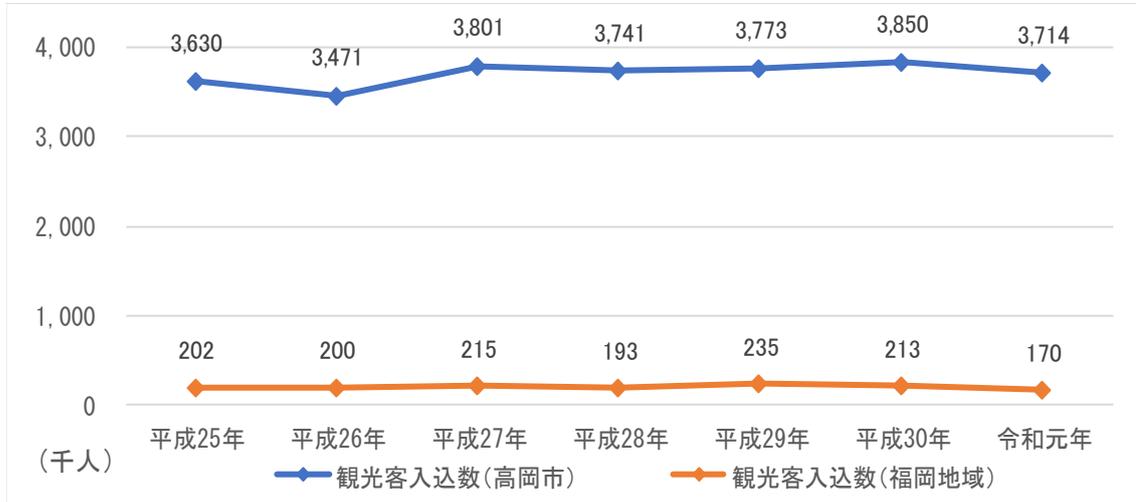
【表 2 - 1 福岡駅周辺（半径 2 km 圏内）の主要施設】

		福岡駅 2km 圏内	福岡駅 1km 圏内	居住誘導 区域内	都市機能 誘導区域 内	歴史的風 致維持向 上計画の 重点区域 内	景観計画 区域内
交通施設	駅	1	1	1	1	0	0
	路外駐車場	2	2	2	2	0	0
	自転車駐車場	1	1	1	1	0	0
官公庁施設等	市役所	1	1	1	1	0	0
	健康施設	0	0	0	0	0	0
	警察署	2	1	1	1	0	0
	郵便局	1	1	1	1	1	1
	銀行	4	4	3	3	1	1
福祉施設	高齢者福祉施設	8	3	1	1	0	0
	障害者福祉施設	1	0	0	0	0	0
	福祉施設	3	3	3	2	0	0
	子育て施設	8	7	5	1	0	0
医療施設・薬局	病院・診療所	8	7	5	5	1	1
	薬局	4	3	2	2	0	0
文化・交流施設	文化施設	4	4	4	4	2	1
	コミュニティ施設	6	4	3	3	1	1
商業施設	大規模小売店舗	3	2	1	1	0	0
	コンビニ	3	1	1	1	0	0
学校	小中学校	2	1	1	0	0	0
	特別支援学校	0	0	0	0	0	0
	高等学校等	1	1	0	0	0	0
公園・運動施設	公園・緑地	30	13	4	4	2	1
	運動施設	7	4	3	1	0	0
その他施設	観光施設	3	2	2	2	1	1
合計		102	103	66	45	37	9

## (4) 観光客入込数の推移

本市の観光入込数が微増傾向にある中で、福岡地域の観光入込数は、福岡さくらまつりや福岡町づくりもんまつりなどの主要イベントにより、横ばい傾向が続いています。

(図2-11)



出典：高岡市統計書

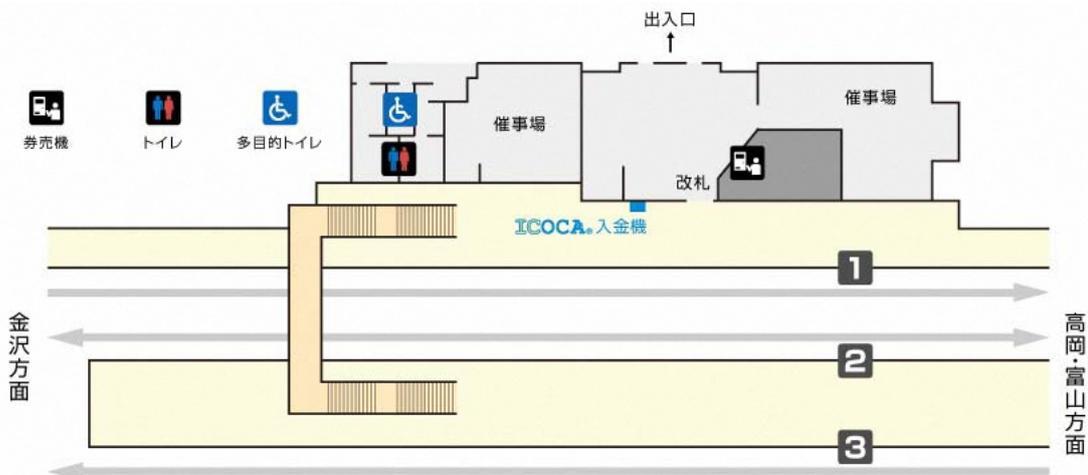
※福岡地域：とやまふくおか家族旅行村、雅楽の館、福岡さくらまつり、リバーサイドフェスタ、福岡町づくりもんまつりの計

【図2-11 観光客入込数の推移】

## (5) 公共交通

### ① 福岡駅の施設

あいの風とやま鉄道福岡駅は、2面3線のホーム構造で、上り下りともにホーム上屋が設置されています。ホーム間の移動はこ線橋により行い、エレベーターは設置されていません。また、駅舎には多目的トイレが整備されています。(図2-12)

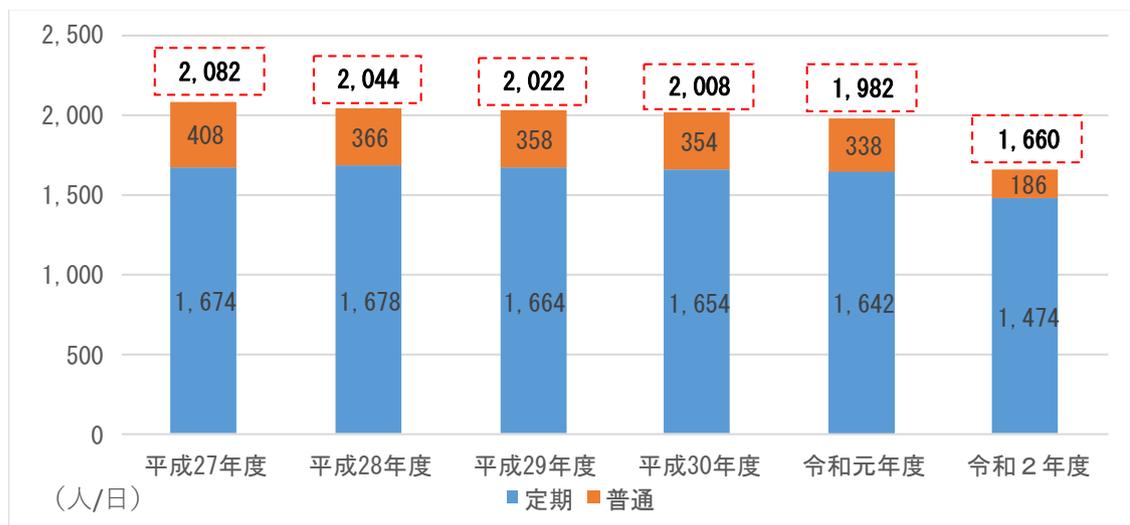


出典：あいの風とやま鉄道HP

【図2-12 福岡駅の施設】

## ② 福岡駅利用者数

福岡駅の1日あたり平均利用者数は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、定期・普通ともに減少し、1,660人/日となりましたが、北陸新幹線開業後の平成27年度から令和元年度までの5年間ににおける平均利用者数は2,027人/日となっています。利用者の区分は定期（通学・通勤）の利用者が8割以上を占めています。（図2-13）

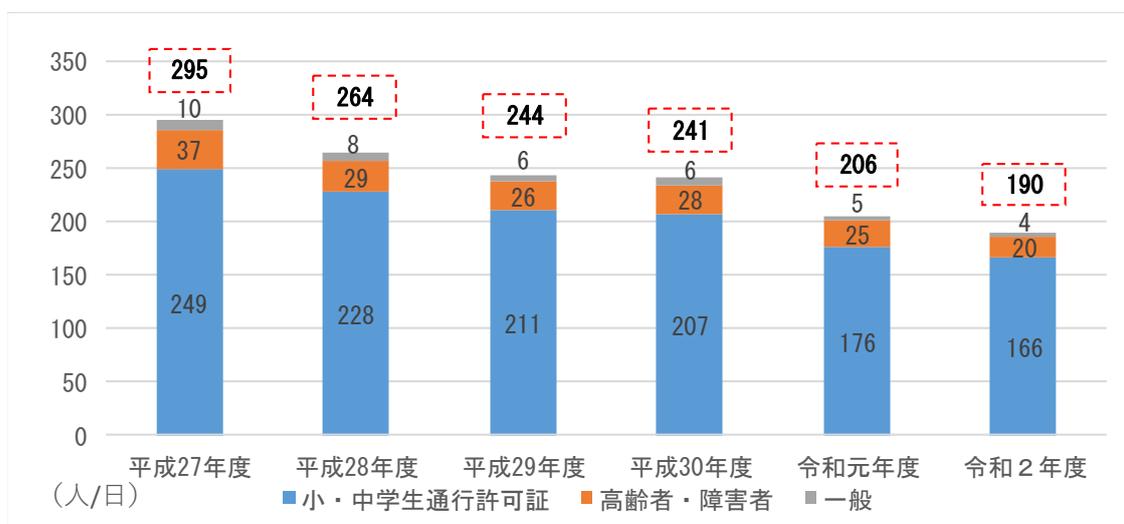


出典：富山県統計年鑑 注) 利用者数の算出にあたっては出典掲載数値を2倍している。

【図2-13 福岡駅利用者数】

## ③ 公営バス利用者数

福岡地域を運行する高岡市公営バスは6路線が運行されており、福祉バス線を除く5路線が福岡駅前バス停を經由しています。高岡市公営バス利用者の8割以上は、小学生・中学生の通行許可証利用者となっており、利用者数は減少傾向にあります。（図2-14）



出典：高岡市総合交通課 注) 運行日数362日計算

【図2-14 公営バス利用者数】

## 第3章 バリアフリー化の現状と課題

### 3-1 まち歩き点検及びアンケート調査

本基本構想の策定に際し、バリアフリー化の現状を把握し、課題の共有化を図るため、まち歩き点検とともに、高齢者・障がい者等の移動制約者へのアンケート調査を実施しました。また、これまで福岡地域において実施してきた、まちづくりに関するアンケート調査結果やまち歩き点検を踏まえ、本基本構想を策定します。

#### (1) まち歩き点検

◇実施日：令和3年10月29日

◇出席者：18名（福岡駅前地区移動等円滑化基本構想推進委員、施設管理者等）



福岡駅の点検



整備中の福岡駅前広場の点検



整備中の国道8号の点検

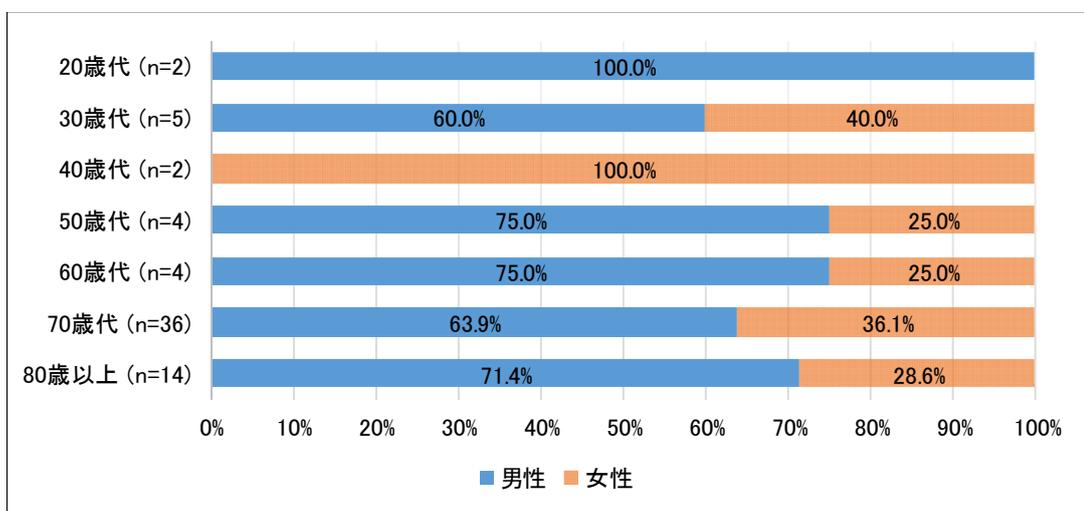


市道岸渡川・大滝線の点検

## (2) 関係者アンケート調査

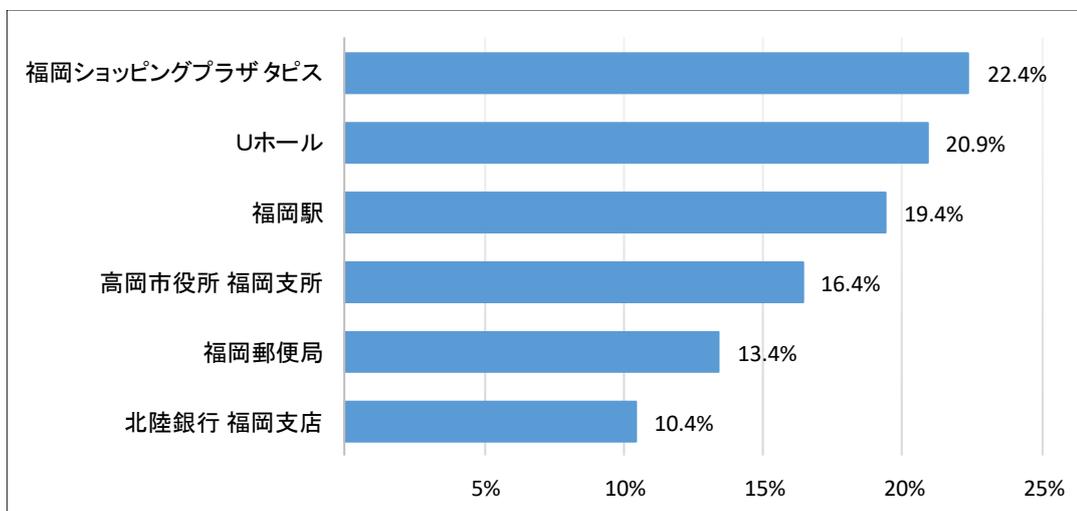
- ◇実施期間：令和3年9月30日～11月2日
- ◇対象者：高岡市老人クラブ連合会、高岡市身体障害者協会、高岡市手をつなぐ育成会
- ◇調査方法：アンケート回答依頼
- ◇回答者：67人

福岡地域の施設の利用状況やバリアフリー上の問題意識等を把握するため、福岡地域に在住する方を中心に3団体にアンケート調査を実施し、男性44人、女性23人の合計67人（うち福岡地域に在住する回答者37人）から回答を頂きました。回答者の年齢層は、20歳代から50歳代が13人、60歳以上が54人と全体の8割が60歳代となっており、高齢者の意見が色濃く出ている結果となっています。（図3-1）



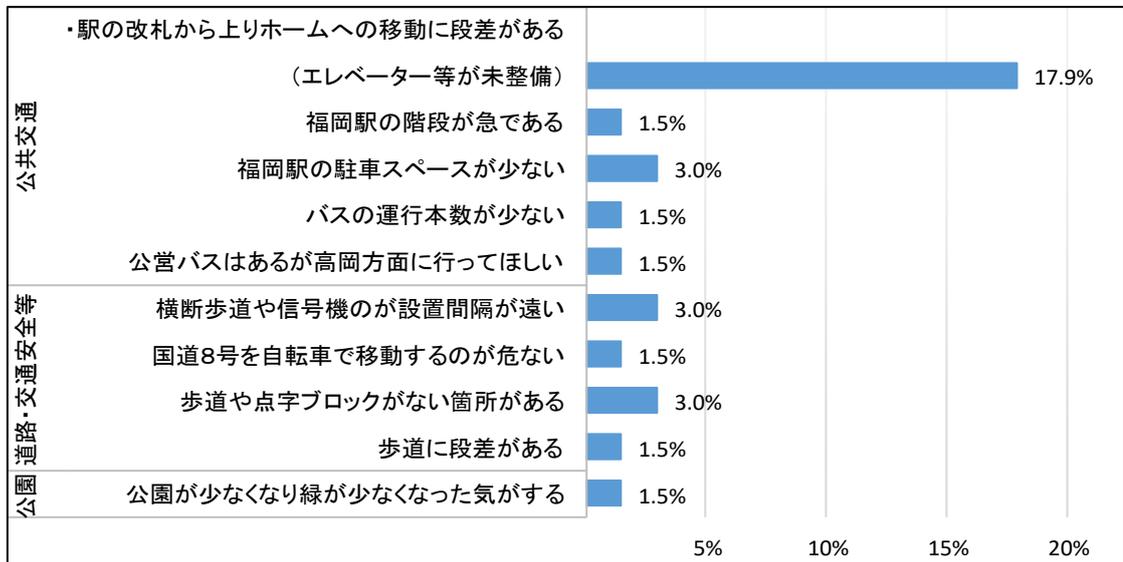
【図3-1 回答者の年代と男女構成比】

福岡地域でよく利用されている施設は、商業施設である「福岡ショッピングプラザタピス」の割合が最も高く22.4%となっており、次いで文化・交流施設の「Uホール」、「福岡駅」となっています。（図3-2）



【図3-2 福岡地域内でよく利用する施設（複数回答）】

日常生活で移動する際に不都合を感じていることについての質問項目では、福岡駅におけるエレベーター未整備に関する意見が最も多く、物理的なバリアフリー化対策が望まれています。また、福岡駅では通勤・通学のピーク時間帯において送迎の車で混雑が見られることから、駐車スペースに対する意見があるほか、横断歩道・信号機の設置間隔が遠いため歩くのに不便などの意見がありました。（図3-3）



【図3-3 施設ごとのバリアフリー化に対する意見（複数回答）】

“心のバリアフリー”の推進にはどのような取組が必要と考えるかの質問項目では、障がい者や高齢者等の特性・理解を深める啓発・広報活動や、移動制約がある方への手助け・配慮を学ぶ教育活動が必要と考えている意見が多い結果となりました。

【表3-1 “心のバリアフリー”の推進に必要な取組について（複数回答）】

項目	回答率
障がい者や高齢者、子ども連れの人々の特性やニーズの理解を深めるための啓発・広報活動	35.8%
手助けを必要とする方に対する手助け方法を解説する住民向けのマニュアルの作成・普及	31.3%
様々な人の多様なニーズに対応したきめ細やかな配慮と対応を身に着ける行政機関や企業等の職員に対するバリアフリー教育活動	31.3%
バリアフリーの取組の認知度を高めるためのバリアフリーマップ等の作成・普及	23.9%
障がい者・高齢者等の疑似体験や手助け方法を学ぶ「バリアフリー教室」の開催	23.9%
障がい者や高齢者等と市民や児童・生徒との交流機会の提供	22.4%
障がい者、高齢者や子ども連れの人々の移動や切符購入のサポート等を行うボランティア活動に対する取組の支援	20.9%
健常者のブラインドサッカーやフロアバレーへの参加等による、障がいのない人が障がい者の特性を理解できる取組の推進	10.4%
功労者への表彰などによる優れたバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する取組の普及・啓発活動	4.5%

### (3) 福岡駅周辺のまちづくりに関するアンケート調査

#### ○ 福岡中央地区（第2期）都市再生整備計画に対する満足度

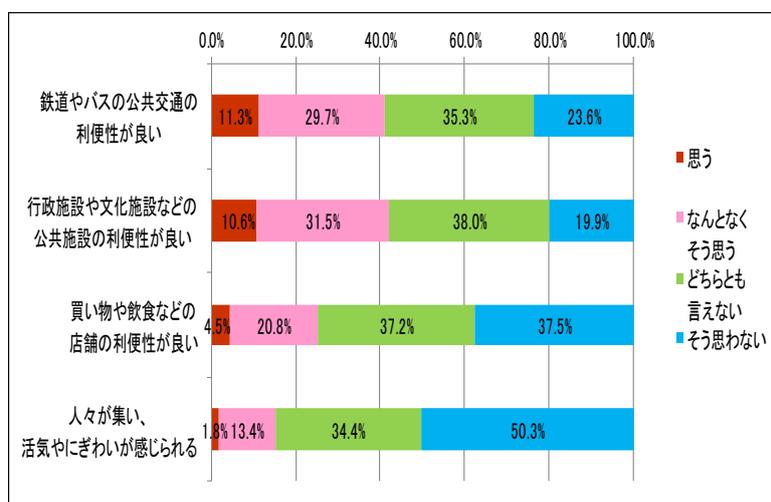
◇実施期間：平成30年7月10日～7月31日

◇対象者：①文化交流施設利用者、公民館利用者、鉄道利用者  
②福岡地区住民、高岡市商工会福岡支部、福岡高校

◇調査方法：①回収箱による調査、②アンケート回答依頼

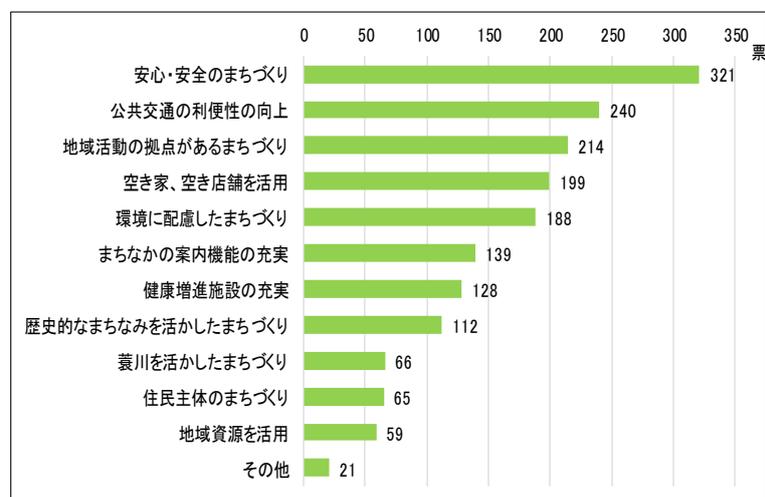
◇回収率：72.5%（配布数全1,000票のうち725票回収）

平成30年7月に実施した福岡地区住民や公共施設利用者等を対象としたアンケート調査では、公共交通や公共施設の利便性を良いと感じている人は約4割となっており、そう思わないと感じる人は約2割となっています。（図3-4）



【図3-4 駅周辺エリアの現状について感じていることについて】

駅周辺において重点的に実施してほしい内容として、「安心・安全のまちづくり」を望む意見が321件と最も多く、次いで、「公共交通の利便性の向上」「地域活動の拠点があるまちづくり」「空き家、空き店舗の活用」「環境に配慮したまちづくり」となっています。（図3-5）



【図3-5 駅周辺エリアのまちづくりで重点的に実施してほしいことについて（複数回答）】

## (4) 「高岡市通学路交通安全プログラム」に基づく合同点検

◇実施日：令和元年8月23日

◇場所：福岡地区

◇参加者：自治会、幼稚園、小学校長会、市教育委員会、警察署、県・市道路管理者



合同点検（福岡小学校）



合同点検（一般県道岡笹川線）

No.	場所	主な意見
1	橋上町交差点の横断歩道	(学 校)：橋上町の交差点を横断する際に歩行者信号がないので危険である。 (警 察)：横断歩道を渡る生徒の人数は何人いるか。また、信号を添架するための電柱を設置しなければならないので、仮設の防護柵を撤去して縁石ブロックを布設設置してもらわないと信号柱を設置できない。
2	県道岡笹川線の元町交差点	(学 校)：交差点の西側に横断歩道を設置していただいたが、東側にも横断歩道を設置してほしい。 (警 察)：H29の対策箇所ですと歩道と滞留場所があるところに横断歩道を設置した。東側は外側線しかないので横断歩道の設置は難しい。学校の方でも横断歩道がある東側を通るように指導していただきたい。
3	県道岡笹川線の福岡町旭町～橋上町	(学 校)：橋上町交差点の西側にはグリーンベルトが設置してあるが、東側も同じような対策をしてほしい。 (県 道 路)：交差点の東側に関してはカラー舗装、消雪設置等のまちづくり計画があるので今後検討する。
4	市道福岡島・大野線（岸渡川沿い）	(保 育 園)：歩道と車道の区別がつかないので外側線を引いてほしい。 (市 道 路)：白線は止まれから交差点までのところで側溝のある東側に引く。幅は側溝端から0.75mで引く。「止まれ」は道路の中央に引き直し、停止線は白線の影響部分を削る。

## (5) その他

地元自治会等で構成する福岡駅利用促進協議会では、福岡駅へのエレベーター設置に向け、署名活動や駅の利用促進を呼びかけています。

### ＜これまでの取り組み＞

令和元年7月31日：「福岡駅へのエレベーター設置署名活動の推進協議会」が発足

令和元年12月11日：福岡駅を中心とする周辺の地域住民12,009人からの署名簿が高岡市に提出される。

令和3年3月5日：「福岡駅利用促進協議会」に改称

令和3年3月24日：福岡駅前で駅利用を呼び掛けるビラを配布

令和3年11月25日：福岡駅前で駅利用を呼び掛けるビラを配布

## 3-2 バリアフリー化の課題

主な生活関連施設及び交通網のバリアフリー状況やアンケート調査等を踏まえ、本地区におけるバリアフリー化の課題を以下に整理しました。

分野	主な意見・課題	箇所	出典
公共交通	○ バリアフリー設備の充実		
	★駅の改札から上りホームへの移動に段差がある（エレベーター等が未整備）	福岡駅	①②③
	○ 構内の安全性の確保		
	・階段ステップ（滑り止め）が老朽化している	福岡駅	①
	・階段の勾配が急である	福岡駅	①②
	○ 高齢者等の交通手段の充実と安全性の確保		
・バスの本数が少ない	バス	①	
・バス停車スペースの確保が必要	国道	①	
道路・公共施設等	○ 駅周辺のニーズ		
	★駐車スペースや障がい者用の乗降場の充実	駅前広場	①②
	★照明灯の充実が必要	駅前広場	①
	○ 歩行空間の安全性の確保		
	★歩道幅員が狭い	国道・県道	①
	・路面に段差や歩道が途切れている箇所がある	国・県・市道	①②
	・細街路は歩行者の安全性や積雪時の交通円滑化に問題	市道	①
	○ 横断歩道の利便性・安全性の確保		
	・歩行者用信号機が設置されていない箇所がある	国道・県道	③
	・横断歩道・信号機の設置間隔が遠いため歩くのに不便	国道	①②
○ 施設出入口の安全性の確保			
・出入口にスロープや手すりがない施設がある	建築物	②	
○ 公園の充実			
★公園が少なくなり緑の中で憩える場所が少なくなった	公園緑地	②	
市民意識	○ 高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解促進		
	★高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解が必要	市民	②
	○ 交通マナーや施設利用マナーの啓発		
	★身障者用の駐車区間に健常者が、停車スペースが空いているにも関わらず駐車する車がある	市民	②
○ 交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上			
・聴覚障害者は、コロナ禍によるマスク着用で口元が見えなくなり、意思疎通が難しくなった	交通事業者・施設管理者	②	

※ ★印は本基本構想の特定事業（第6章参照）

※ 出典：①まち歩き点検、②関係者アンケート調査、③その他（交通安全点検や要望等）

## 第4章 移動等円滑化に関する基本的な方針

### 4-1 基本理念

# 「歩行者にやさしいまち ふくおか」

### 4-2 基本方針

誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりにあたっては、日常生活又は社会生活において利用する施設についてハード・ソフト両面の移動等円滑化が必要であり、国、地方公共団体、高齢者、障がい者、施設管理者等の関係者が互いに連携・協力しつつ、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。

本基本構想では、「歩行者にやさしいまち ふくおか」を基本理念とし、以下の3つの基本方針に基づき、バリアフリー化を推進していきます。

#### 基本方針1 安全で快適に暮らせる都市環境の形成

移動等円滑化を実現するためには、物理的なバリアを解消することが重要であり、旅客施設や建築物等のバリアフリー化を進めるとともに、生活関連施設間の経路を含めた一体的なバリアフリー化を推進します。

また、持続可能な都市構造のためには、多くの人々が日常的に利用する公共、医療、福祉などの都市機能を駅周辺に誘導を図る、コンパクトなまちづくりを推進します。

#### 基本方針2 公共交通を利活用するライフスタイルへの転換

自家用車による移動を前提とした生活様式が定着し、公共交通の利用が減少傾向にあるとともに、新型コロナウイルス感染症により公共交通機関に大きな影響を与えています。人口減少社会を見据え、次世代へと公共交通を繋いでいくために、交通拠点における移動の連続性を確保し、公共交通利用の定着化や過度に自動車に依存するライフスタイルからの脱却を図ります。

#### 基本方針3 思いやりの心の醸成

移動等円滑化を実現するためには、施設及び車両等のハード整備のみならず、市民の高齢者、障がい者等の移動等円滑化に関する理解及び協力、いわゆる「心のバリアフリー」の醸成を図ります。

## 第5章 重点整備地区等の設定

### 5-1 重点整備地区等の設定の考え方

#### (1) 重点整備地区の位置及び区域

「バリアフリー法」および「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の重点整備地区の要件を踏まえ、本基本構想では、市の上位計画である都市計画マスタープランにおける「地域生活拠点」や立地適正化計画における「都市機能誘導区域」に位置付けられている地区、主要旅客施設から概ね半径1km圏内にある地区などの考え方にに基づき重点整備地区を設定します。

#### ● 本基本構想における設定の考え方

設定の考え方	要件
(A) 将来の方向性が市の上位・関連計画に位置づけられている地区	
(1) 高岡市都市計画マスタープランにおける「地域生活拠点」	2
(2) 高岡市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」	2
(3) 福岡中央地区（第3期）都市再生整備計画の区域	2
(B) 日常生活を支えるサービス機能が集積する地区	
(1) 生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）に該当するものが概ね3施設以上所在する地区	1, 2
(C) 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区	
(1) 生活関連施設の立地が主要旅客施設から概ね半径1km圏内にある地区	1, 2
(D) 移動円滑化に係る事業を含む諸事業が一体的に実施される地区 （まちづくり整備事業等と連携して、都市機能の増進が図られる地区）	
(1) 福岡中央地区（第3期）都市再生整備計画の区域	2, 3
(2) 福岡駅前土地区画整理事業施行地区	2, 3

## 【参 考】

## バリアフリー法における要件（法第2条第24号）

	要件
要件－1	・生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること
要件－2	・生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設※について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること
要件－3	・当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること

※生活関連経路を構成する一般交通用施設

道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設

## 移動等円滑化の促進に関する基本方針における要件

	要件
要件－1 関連	・生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、原則として、生活関連施設がおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である
要件－2 関連	・高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である
要件－3 関連	・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である
留意事項	・重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内的の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である

## (2) 生活関連施設及び生活関連経路

バリアフリー法に基づく生活関連施設・生活関連経路の定義を踏まえ、まち歩き点検や関係者アンケートの実施により、本基本構想では以下の考え方にに基づき生活関連施設及び生活関連経路を設定します。

### ●本基本構想における生活関連施設の設定の考え方

主要旅客施設である福岡駅を中心に以下の施設（床面積2,000㎡以上）を生活関連施設に設定します。

- (A) 旅客施設、(B) 官公庁施設、(C) 福祉施設、(D) 病院、  
 (E) 文化・交流施設、(F) 商業施設、(G) 学校等、(H) 公園・運動施設、  
 (I) その他施設

#### 【参 考】

バリアフリー法における生活関連施設の定義（法第2条第23号イ）

- ・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう

### ●本基本構想における生活関連経路の設定の考え方

設定の視点	設定の考え方
(A) より多くの人々が利用する経路を設定	・生活関連施設間を徒歩により移動する頻度が高いと想定される経路を設定
(B) 生活関連施設相互のネットワークを構成できる経路を設定	・旅客施設から概ね半径1km以内にある生活関連施設を結ぶ経路を設定
(C) 関連計画と整合した経路を設定	・まちづくり整備事業等と整合した経路を設定

#### 【参 考】

バリアフリー法における生活関連経路の定義（法第2条第23号ロ）

- ・生活関連施設相互間の経路をいう

## 5-2 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定

**重点整備地区 39ha**＝都市機能誘導区域＝都市再生整備計画事業区

- ・福岡デイサービスセンターサンエール
- ・内科クリニックサンエール
- ・太陽の庵

福岡健康福祉センター

- 高岡市社会福祉協議会福岡支所
- 社協居住介護支援福岡事務所
- 福岡地域包括支援センター
- 福岡子育て支援センター

高岡市役所 福岡支所

ふくおか総合文化センター・Uホール

福岡ショッピングプラザタピス

- (仮称) 蓑川1号公園
- 一般県道福岡停車場線
- 市道福岡駅前4号線

福岡駅

国道8号 (金沢方面)

0 100 200 400 600 800 1000m

市道岸渡川・大滝線

県道岡笹川線

小矢部川

県道押水福岡線

国道8号 (富山方面)

No.	生活関連経路 路線名称 (路線番号)	移動等円滑化の方針
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道福岡駅前4号線 (1415)</li> <li>・一般県道福岡停車場線 (263)</li> <li>・一般国道8号 (8)</li> <li>・主要地方道押水福岡線 (75)</li> <li>・市道岸渡川・大滝線 (126)</li> </ul>	<p>生活関連経路に位置付けられた路線は、移動等円滑化基準への適合に努めます。また、その他路線についても移動等円滑化された経路等を適切に維持します。</p>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般国道8号 (8)</li> </ul>	

### 凡例

- 重点整備地区
- 生活関連経路
- 土地区画整理事業施行地区
- 国道
- 県道

生活関連施設 (旅客施設または床面積2,000㎡以上の特別特定建築物)

- 旅客施設
- 文化・交流施設
- 官公庁施設
- 商業施設
- 福祉施設

### ○重点整備地区の特性

設定の考え方	重点整備地区の特性
(A) 将来の方向性が市の上位・関連計画に位置づけられている地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点整備地区は以下の区域と同様の39ha</li> <li>・ 高岡市都市計画マスタープランにおける「地域生活拠点」</li> <li>・ 高岡市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」</li> <li>・ 福岡中央地区（第3期）都市再生整備計画の区域</li> </ul>
(B) 日常生活を支えるサービス機能が集積する地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内に、以下の施設が集積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅客施設 : 1施設</li> <li>・ 官公庁施設 : 2施設（1施設）</li> <li>・ 福祉施設 : 1施設（1施設）</li> <li>・ 文化・交流施設 : 1施設（1施設）</li> <li>・ 商業施設 : 1施設（1施設）</li> </ul> </li> </ul> ※括弧内は特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）
(C) 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活関連施設が徒歩圏内（あいの風とやま鉄道福岡駅から概ね半径1km圏内）に所在</li> </ul>
(D) 移動円滑化に係る事業を含む諸事業が一体的に実施される地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡中央地区（第3期）都市再生整備計画の区域において、移動円滑化を含む事業を実施中</li> <li>・ 福岡駅前土地区画整理事業施行地区において、移動円滑化を含む事業を実施中（国県市道における歩道のフラット化および視覚障がい者誘導用ブロックの整備等）</li> </ul>

### ○生活関連施設

	施設名称
旅客施設	○ あいの風とやま鉄道 福岡駅
官公庁施設	○ 高岡市役所 福岡支所※ ○ 福岡健康福祉センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高岡市社会福祉協議会福岡支所</li> <li>・ 社協居住介護支援福岡事務所</li> <li>・ 福岡地域包括支援センター</li> <li>・ 福岡子育て支援センター</li> </ul>
福祉施設	○ サンエール※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡デイサービスセンターサンエール</li> <li>・ 内科クリニックサンエール</li> <li>・ 太陽の庵</li> </ul>
文化・交流施設	○ ふくおか総合文化センター・Uホール※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡図書館</li> <li>・ 福岡中央公民館</li> </ul>
商業施設	○ 福岡ショッピングプラザタピス※

※ 床面積が2,000㎡以上の特別特定建築物

## 第6章 移動等円滑化のために実施する特定事業について

特定事業とは、バリアフリー法第2条で定める7つの事業（公共交通、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、交通安全、教育啓発）のことを指します。福岡駅前地区では、「歩行者にやさしいまち ふくおか」の実現に向け、以下の特定事業を実施します。

### 6-1 公共交通特定事業

対象施設 (整備箇所)	事業内容	実施予定時期	事業主体
福岡駅	・改札（下りホーム）と上りホームを結ぶエレベーターの設置	令和4年度～	あいの風とやま鉄道株式会社
事業実施に際して 配慮すべき事項	・エレベーターの設置には多額の費用を要するため、国等の支援を受けられることが必要となる。		



福岡駅（上りホームから駅舎を望む）

### 6-2 道路特定事業

対象施設 (整備箇所)	事業内容	実施予定時期	事業主体
市道福岡駅前4号線（福岡駅前広場）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動の連続性、安全性、快適性を確保した駅前広場の整備</li> <li>・駅舎との段差解消</li> <li>・歩道のフラット化</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの整備</li> <li>・歩道への無散水融雪の整備</li> <li>・無電柱化整備</li> <li>・障がい者等専用乗降場の設置</li> <li>・案内誘導施設等の設置</li> </ul>	令和4年度～令和5年度	高岡市
一般国道8号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道及び交差点の隅切りの拡幅</li> <li>・歩道のフラット化</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの整備</li> <li>・歩道への無散水融雪の整備</li> <li>・無電柱化整備</li> </ul>	令和4年度～	国
事業実施に際して 配慮すべき事項	・道路工事に伴う交通規制においては、道路利用者の安全な動線確保が必要となる。		



福岡駅前広場イメージ



一般国道8号（富山方面を望む）

### 6-3 都市公園特定事業

対象施設 (整備箇所)	事業内容	実施予定時期	事業主体
(仮称) 菘川1号公園	・公園の新設	令和4年度～	高岡市
事業実施に際して 配慮すべき事項	・公園出入口と公園施設（休憩所、水飲場など）をつなぐ経路のバリアフリー化に配慮する必要がある。		



(仮称) 菘川1号公園整備予定箇所

## 6-4 教育啓発特定事業

対象者	事業内容	実施予定時期	事業主体
全市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出前講座による障がい者理解促進及び啓発活動の推進（「心のバリアフリー」の用語認知度の向上や「ヘルプマーク」の認知向上など）</li> <li>・ 障がい者週間（12/3～12/9）における障がい者の理解促進事業</li> </ul>	令和4年度～	高岡市
小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学齢期からの福祉教育の実施（市内小学校を対象とした特別授業を行い、「心のバリアフリー」の用語認知度の向上）や「ヘルプマーク」の認知向上など）</li> <li>・ バリアフリーに関する啓発パンフレットの作成</li> </ul>	令和4年度～	高岡市
事業実施に際して配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啓発パンフレットの作成にあたっては、イラストや用語など小学生にわかりやすいよう配慮する必要がある。</li> </ul>		

## 【参 考】

## 「心のバリアフリー」

- ・ 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

## 「ヘルプマーク」

- ・ 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマークのこと。

（ヘルプマーク配布実績：計 573 個 ※平成 30 年度～令和 2 年度）



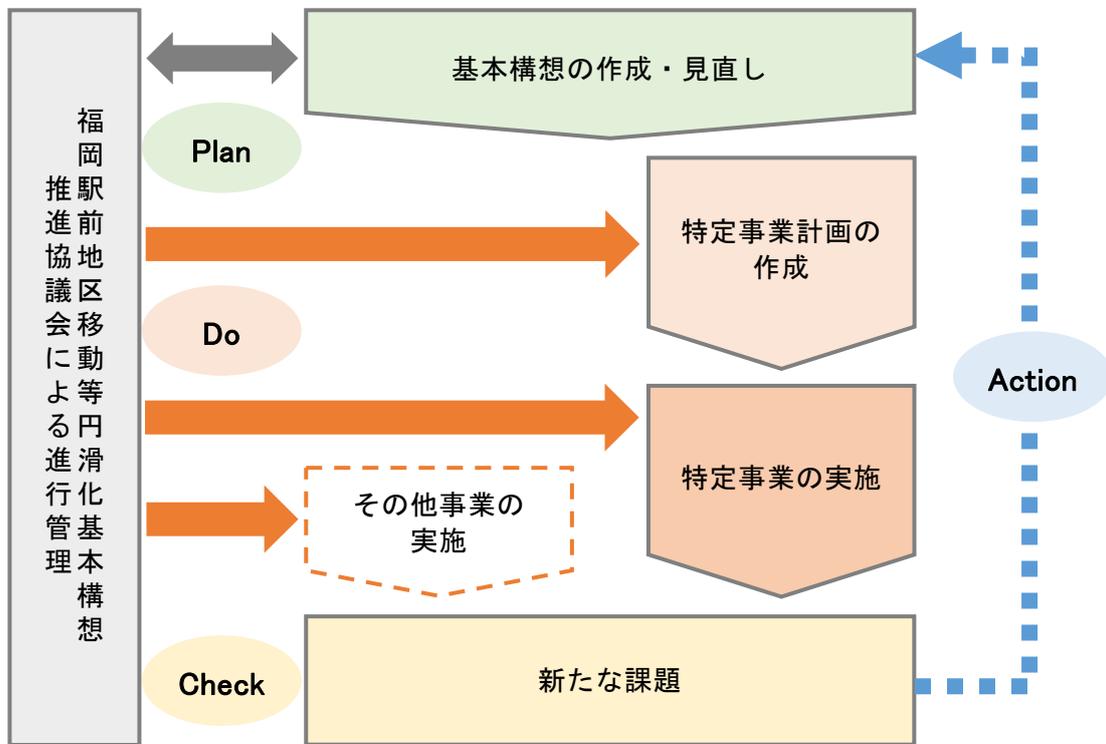
※実施に向けて検討を要するため具体化されていない事業については、関係機関等とも協議しながら検討を進め、社会状況の変化や地域の実情によりバリアフリー化事業の必要性が高まった段階において、順次、再設定します。

## 第7章 基本構想の評価・見直し

本基本構想では、本地区のバリアフリー化を着実に維持・継続・発展させていくため、本基本構想の策定に関する議論を行った「福岡駅前地区移動等円滑化基本構想推進協議会」を活用し、基本構想の進行管理を行います。

その進行管理にあたっては、事業主体からの報告を基に特定事業の進捗状況を確認し、必要に応じて改善策の検討を行います。また、5年目の令和8年度（2026年度）を目処に、重点整備地区における移動等円滑化に関する調査、分析及び評価を行うよう努め、社会状況の変化や地域ニーズなど新たな課題に対応する必要があると認めるときは、本基本構想を見直します。

図 PDCAサイクルによる進行管理（イメージ）



## 参考資料

### 1-1 福岡駅前地区移動等円滑化基本構想推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想の策定に当たり、必要な事項を協議するため、同法第26条第1項の規定に基づき、福岡駅前地区移動等円滑化基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 移動等円滑化基本構想の策定に関すること。
- (2) 移動等円滑化基本構想の実施に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等の代表者
- (3) 公共交通事業者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員が委嘱され、又は任命された日の属する年度の翌年度末日までとし、再任を妨げない。

2 役職により委嘱され、又は任命された委員が当該役職を退いたときは、委員の職を辞したものとす。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を進行する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員が互選したものがその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 移動等円滑化基本構想の策定に関する事前調査、調整等を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

2 前項の事務局の庶務は、市長政策部総合交通課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

## 1-2 福岡駅前地区移動等円滑化基本構想推進協議会 委員名簿

(令和3年2月25日～令和4年3月31日)

No	氏名	所属	役職	要綱第3条	備考
1	高倉 史人※	高岡法科大学	教授	第1号関係	学識経験者 (会長)
2	小山 智克	高岡市老人クラブ連合会	会長	第2号関係	高齢者、障がい者 団体の代表
3	京紺 外志美※	高岡市身体障害者協会	会長	第2号関係	高齢者、障がい者 団体の代表
4	神島 健二※	高岡市手をつなぐ育成会	会長	第2号関係	高齢者、障がい者 団体の代表
5	福田 聡浩	あいの風とやま鉄道株式会社総務企画部 企画課	課長	第3号関係	公共交通事業者
6	島崎 充史	株式会社福岡タクシー	代表	第3号関係	公共交通事業者
7	矢竹 有至	高岡市連合自治会	副会長	第4号関係	関係団体の 代表者
8	日和 祐樹	高岡市社会福祉協議会	副会長	第4号関係	関係団体の 代表者
9	増岡 一郎	高岡市商工会	理事	第4号関係	関係団体の 代表者
10	小松 美保子	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部バリアフリー推進課	課長	第5号関係	関係行政機関の 職員
11	野島 栄治	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所高岡国道維持出張所	所長	第5号関係	関係行政機関の 職員
12	織田 大祐	富山県高岡土木センター施設管理課	課長	第5号関係	関係行政機関の 職員
13	車 俊幸	富山県警察本部高岡警察署	地域交通官	第5号関係	関係行政機関の 職員
14	鶴谷 俊幸	高岡市市長政策部	部長	第6号関係	市の職員

※ は「高岡市福祉のまちづくり推進委員会」の委員

## 1-3 策定経過

		主要議題
令和2年度	第1回 幹事会 (令和3年1月31日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要説明</li> <li>協議会設置要綱、幹事会運営要綱、幹事選任</li> </ul>
	第1回 協議会(書面) (令和3年2月8日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要説明</li> <li>協議会設置要綱、委員選任</li> </ul>
令和3年度	第2回 幹事会 (令和3年8月17日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定目的等の共有</li> <li>重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定(案)について</li> </ul>
	第2回 協議会(書面) (令和3年8月20日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定目的等の共有</li> <li>重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定(案)について</li> </ul>
	関係者アンケート調査 (令和3年9月30日 ～令和3年11月2日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障がい者等の移動制約者へのアンケート調査</li> </ul>
	第3回 幹事会 (令和3年10月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち歩き点検の方法について</li> </ul>
	第3回 協議会 (令和3年10月29日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち歩き点検</li> <li>生活関連施設及び生活関連経路の課題の共有</li> </ul>
	第4回 幹事会 (令和3年12月7日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想(素案)に関する意見聴取</li> </ul>
	第4回 協議会(書面) (令和3年12月14日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想(素案)に関する意見聴取</li> </ul>
	パブリックコメント (令和4年1月5日 ～令和4年2月3日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想(素案)に関する意見聴取</li> </ul>
	第5回 幹事会 (令和4年2月10日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想(案)に関する意見交換</li> </ul>
	第5回 協議会(書面) (令和4年2月16日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想(案)に関する意見交換</li> </ul>



---

## 福岡駅前地区移動等円滑化基本構想

令和4年3月

発行 高岡市 市長政策部 総合交通課 広域交通係  
〒933-8601 高岡市広小路7番50号  
電話：0766-20-1488（代）